

# 〈イエローリボン〉運動に参加しませんか？

さまざまな形でのご協力をお願いしています。

## ▶ グッズのご紹介

イエローリボンのグッズを身につけて、取り組みの輪を広げていきましょう！



### イエローリボンバッジ

イエローリボンをかたどったピンバッジです。JDFでは、障害者権利条約が国連で採択された翌年の2007年から普及を続けています。



### イエローリストバンド

イエローリボンと同じシンボルカラーでリストバンドをつくりました。障害者権利条約の精神である“Nothing About Us Without Us”<sup>\*\*</sup>がプリントされています。

※Nothing About Us Without Us  
(私たち抜きに私たちのことを決めないで)

## ▶ 印刷物などへのロゴの掲載について

イエローリボンを普及し、その目的を広く知っていただくためであれば、イエローリボンのロゴを、印刷物などに掲載いただくことができます。

例：障害者の支援や啓発に関わる、雑誌、ニュースレター、ブログ、SNSなど

※マークの趣旨とデザインを守るため、指定されたロゴをお使いいただくようお願いします。

※普及の目的でなく、商品のロゴとして使用したり、マークを直接商品として販売するなどの利用は、趣旨の誤解を招く恐れがあることから、ご遠慮いただいています。

※詳細は使用マニュアルをご覧ください。その他ご不明の点は下記事務局までお問合せください。

## ▶ イエローリボンパートナーを募集します！

JDFと〈イエローリボン〉の取り組みを応援する「イエローリボンパートナー」を募集します。

🗨 「イエローリボンパートナー」とは、一年更新の会費制会員制度です。

**個人会員** 一年間 一口 3,000円

**団体会員** 一年間 一口 10,000円 ※会費は、障害者権利条約の普及をはじめとするJDFの活動に役立てられます。

🗨 パートナーは、JDFのイベント等に優先的に参加いただくことができます。

(イベント参加費の割引/ご招待、JDFの活動に関する優先的な情報提供など)

🗨 パートナーは、会員規程に基づき、その団体等が主催する活動の中で、イエローリボンをロゴマークとして使用いただくことができます。

例：名刺、レターヘッド、ホームページなどへのロゴ利用

イエローリボンを使用したグッズ、製品などの企画(団体会員)

団体が提供するサービスのシンボルマークとしての使用(団体会員)など

※パートナーのお申込み、お問合せは、下記事務局までお願いします。

## ▶ 募金・寄付・協賛等について

その他、日本障害フォーラムに対する資金的なご支援をお考えの方は、下記事務局までお問い合わせください。なお企業の社会貢献活動の一環として賛同、協賛などをいただける場合は、別途ご相談させていただきます。

お問い合わせ

## 日本障害フォーラム (JDF)

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会内

TEL 03-5273-0601 FAX 03-5292-7630 Email [jdf\\_info@dinf.ne.jp](mailto:jdf_info@dinf.ne.jp)

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/> 日本障害フォーラム

検索



## 違いが輝く社会へ

Nothing About Us Without Us



日本障害フォーラム

Japan Disability Forum

違いを尊重し、すべての人が参加できる社会へ。

## 〈イエローリボン〉への 賛同と応援をお願いします。

すべての人々の心に〈イエローリボン〉を！

歩けないこと、見えないこと、聞こえないことだけが障害ではありません。

私たちの社会に存在するさまざまなバリア  
(障壁)こそ、みんなで取り除き、すべての人が  
参加し活躍できるようにしなければならま



せん。日本障害フォーラム (JDF) は、日本が2014年1月に国連「障害者



権利条約」を批准したことを受けて、条約に  
定められたことを実現し、だれもが住みやす  
い地域、社会をつくるために、さまざまな

人々と力を合わせながら、取り組みを進めています。

その人らしく、誇りある人生を歩む権利があることを当たり前のこととして  
理解し、そのために必要な実践や工夫を社会の隅々まで広げていきたいと  
思います。この〈イエローリボン〉運動に一人

でも多くの皆さんが関わりをもち、共に取り  
組んでくださることを心よりお願いいたします。



イエローリボン運動とは？

人々の意識を変え、まちを変え、  
障害のある人もない人も共に暮らし、  
すべての人が参加できる社会をみんなで  
つくっていく取り組みです。

日本障害フォーラム (JDF) は、2006年に国連で採択  
され、2014年1月に日本が批准した障害者権利条約の  
実施を通じて、障害のある人びとの社会参加を推進し  
ていくために、〈イエローリボン〉運動を提唱しています。  
「障害のある人々は同年齢の市民と同等の権利をもっ  
ている」と国連が障害者権利宣言を採択したのは1975  
年のことです。30年の歳月を経た2006年、これを実現  
するための国際条約として、障害者権利条約は採択さ  
れました。

障害者権利条約は、障害のある人が人としての尊厳を  
尊重され、社会生活のあらゆる面で権利が保障される  
ことを国際的に約束したものです。どんなに重い障害  
があっても、住みなれたまちで、心ゆたかにその人らし  
く暮らし、学び、働くことができる、権利条約はそうし  
た社会をめざしています。

〈イエローリボン〉は、そのような社会を、すべての人と  
共につくっていくためのシンボルマークです。

### アクション①

#### イエローリボンの啓発活動

- 講演会やフォーラム、イベントなどを通じた啓発と情報発信
- 印刷物、映像などの媒体を通じた啓発と情報発信
- ピンバッジなどのグッズの普及を通じた啓発と情報発信

### アクション②

#### イエローリボンの実践活動

- 障害者に関わる法制度の向上
- 建物、交通、情報等のバリアフリーの拡大
- 教育、就労、公的・民間サービス等における参加と支援の拡大



# イエローリボンの輪を無限に広げ、誰もが輝く新しい社会を実現しよう。

## 障害者権利条約が目指す社会を実現するために、私たちができることは何でしょうか？

身の回りを見てみましょう。私たちのまちに、障害者が暮らしていますか。共に学ぶ障害者、働く障害者はいますか。

私たちは、私たちの暮らす社会の一員です。私たち自身が、身の回りの仕組みを変えていくことができるのではないのでしょうか。建物の入り口にスロープを付けたり、書類に書かれた内容を点字にしたり、誰もが分かりやすい文章として説明することもできます。窓口到手話通訳を配置すること、筆談用の筆記具を置くこ

ともできます。さまざまな活動に、障害者が参加できるようになっているのでしょうか。

身の回りの仕組みを変えていくには、多くの話し合いが必要です。そしてその話し合いの場にも、障害者が参加しているかどうか、確かめてください。本人のいないところで、本人に関することを決めることはできません。こうした活動を応援し、率先して取り組んでくださる皆さんと共に、イエローリボンの輪を広げたいと願っています。



建物の入り口にスロープを設置



窓口到手話通訳を配置



書類に書かれた内容を点字に



筆談用の筆記用具を設置

## 日本障害フォーラム(JDF)の活動

JDFでは、国・政府との意見交換を続け、権利条約に定められたことをどのように実践・実現していくか、提言しています。党派を超えた国会議員の集まりである「国連障害者の権利条約推進議員連盟」とも協力しています。日本政府が国連に対して行う報告の作成にあたって、参加や提言を行って

いきます。そして、条約の理解や実践を広げていくため、全国各地での地域フォーラムの開催や、啓発冊子の発行などのキャンペーン活動を行っています。今後とも、関心を寄せてくださるすべての皆さんと共に、この〈イエローリボン〉をシンボルマークに掲げ取り組みを進めていきます。



みんながって みんな一緒! 障害者権利条約



障害者権利条約はこうして生まれた



障害者権利条約批准記念特別フォーラム パネルディスカッションの様子